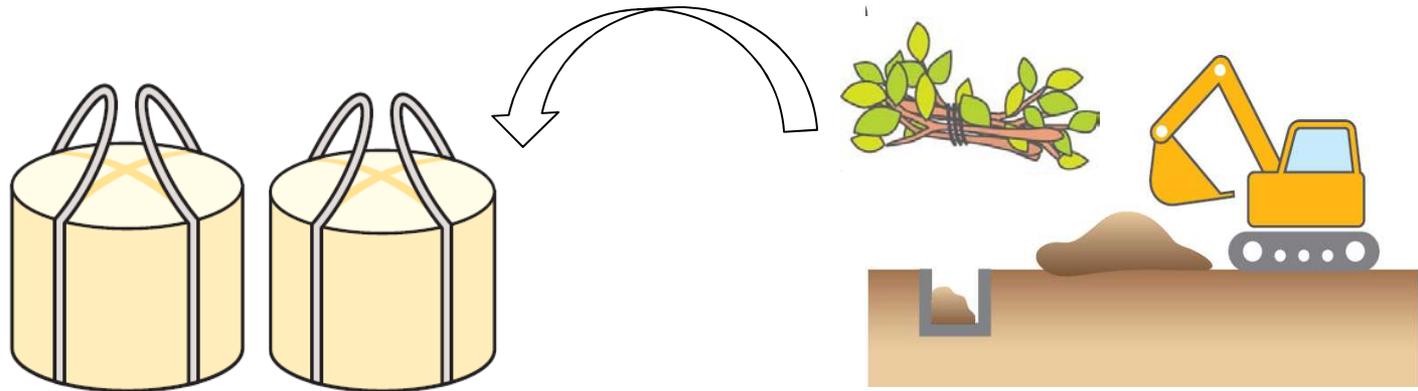


中間貯蔵施設について

中間貯蔵施設について

- 除染等に伴って、放射性物質を含む土壌や廃棄物が大量に発生します。



- 福島県内では、放射性物質を含む土壌や廃棄物の量が膨大となるため、現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難です。

このため、放射性物質を含む土壌や廃棄物を、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設が中間貯蔵施設です。

中間貯蔵施設に係るこれまでの動き

平成23年10月 環境省が中間貯蔵施設等の基本的考え方（ロードマップ）を策定・公表し、県内市町村長に説明

※ 主な内容

- 施設の確保及び維持管理は国が行う
- 仮置場の本格搬入開始から3年程度（平成27年1月）を目途として施設の供用を開始するよう政府として最大限の努力を行う
- 平成24年度内に立地場所を選定する
- 福島県内の土壌・廃棄物のみを貯蔵対象とする
- 中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する

平成23年12月 双葉郡内での施設設置について、福島県及び双葉郡8町村に検討を要請

平成24年3月 福島県及び双葉郡8町村に対し、3つの町（双葉町、大熊町、楡葉町）に分散設置する考え方を説明

中間貯蔵施設はどのような施設ですか？

施設全体の規模

- 容量（推計）
約1500～約2800万 m^3
（東京ドーム（124万 m^3 ）の約12～23倍）
- 敷地面積（推計）
約3 km^2 ～約5 km^2

※ なるべく早く搬入を開始するため、完成した部分から順次供用を開始する

中間貯蔵施設に貯蔵されるもの

- 除染に伴い生じた土壌、草木、落葉・枝、側溝の泥等（可燃物は原則として、焼却して、焼却灰を貯蔵。）
- 上記以外の廃棄物（廃棄物1kg当たり放射能濃度が10万ベクレルを超えるものを想定。可燃物は原則として、焼却して、焼却灰を貯蔵。）

※ いずれも、福島県内で発生したものに限りませ

中間貯蔵施設を構成する主な施設

- 受入・分別施設
 - ・重量計算、放射線測定を行う
 - ・放射性物質の濃度や、可燃・不燃等に応じた分別を行う
- 貯蔵施設
 - ・土壌や廃棄物を貯蔵し、飛散や地下水汚染を防止する
- 減容化施設
 - ・除染で発生した草木・汚泥等の焼却施設
 - ・その他の減容化施設（ふるいわけなどを今後検討）
- 常時モニタリング施設
 - ・空間放射線や地下水のモニタリング（監視）を行う
- 研究等施設
 - ・貯蔵する土壌や廃棄物の減容化技術、高濃度分離技術等の研究開発や実証を行う
- 情報公開センター
 - ・施設の運営について透明性を確保し、広く情報発信する

中間貯蔵施設のイメージ



※本イメージ図は現時点で想定される施設・構造の例を示したものであり、実際の施設・構造は変わりうるものです。

中間貯蔵施設の設置候補地について

- 中間貯蔵施設の設置候補地は、次のような観点から選定することが適当と考えています。

- ① 必要な敷地面積の確保
- ② 土壌や廃棄物が大量に発生する地域からの近さ
- ③ 主要幹線道路へのアクセス
- ④ 断層、軟弱地盤等を避ける
- ⑤ 河川の流れの変更等の最小限化

- 既存の文献を踏まえる限りですが、環境省としては、現時点において、次の3カ所を候補地として考えています。

- ① 双葉町の東京電力福島第一原子力発電所北側
- ② 大熊町の東京電力福島第一原子力発電所南側
- ③ 楢葉町の東京電力福島第二原子力発電所南側

中間貯蔵後（最終処分）はどうなるのですか？

- 中間貯蔵後30年以内に、福島県外で最終処分を完了します。
- 最終処分に向けて、放射性物質の効果的な分離等の減容化技術の研究開発・評価に努め、今後の技術開発状況を踏まえて、最終処分について検討します。

中間貯蔵施設の用地確保について

- 施設用地は、基本的に公共施設用地として、国が買い上げます

今後の予定について

- 施設の設置候補地の更なる検討のため、地質調査や測量等の関連調査を行い、施設の全容の具体化を進めます。